

## 議 案 第 8 号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例  
(平成27年条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見市小学校就学前子どもの教育・保育等に係る費用の徴収に関する条例第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付、乳児等のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る費用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第3条第1号中「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法第27条第1項に規定する教育認定子ども

イ 満3歳以上保育認定子ども（法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいい、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）

第3条第2号を次のように改める。

(2) 満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第1に定める額

第4条第1項中「利用者」を「当該満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。以下同じ。）」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(市立保育所における特定乳児等通園支援の利用料)

第5条の2 市長は、市立保育所において乳児等支援給付認定子どもに対して特定乳児等通園支援の提供を行ったときは、当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者から利用料を徴収する。

2 前項の利用料は、乳児等支援給付認定子ども1人につき1時間当たり300円を上限として規則で定める額とする。

第7条中「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7号に規定する事業をいう。)」を削り、「(以下「一時預かり保育料」という。)」を「の額」に改める。

第8条の見出しを「(減免)」に改め、同条第1項中「利用者が災害その他やむを得ない理由により利用者負担を負担することが困難と認められるときは、これ」を「災害その他のやむを得ない理由により必要があると認めるときは、第3条、第5条の2第2項及び第7条の額」に改め、同条第2項中「による利用者負担の」を「により、」に改める。

別表第1備考中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。